



新型コロナワクチン接種情報

実施期間は令和5年3月31日(金)まで

問い合わせ 保健センター ☎367-1300



新型コロナワクチン
接種全般

10月20日時点の情報です。国の方針の見直しに応じて内容を変更する場合があります。最新情報は市ホームページなどで確認してください。

オミクロン株対応ワクチン接種

オミクロン株対応ワクチンは、現時点で、1人1回接種です

接種間隔が短縮されます。前回接種日から少なくとも3か月経過後から、オミクロン株対応ワクチン接種が可能です

オミクロン株に対応した2価ワクチンについて、2種類のワクチン(BA.1とBA.4-5)が使用可能となりました。いずれも従来型ワクチンを上回る重症化予防などの効果や、オミクロン株と従来株の2種類の成分を含むワクチンであることで、今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いことが期待されています。

これまでの2年間、年末年始に新型コロナウイルス感染症は流行しています。3回目以降の接種券を持っている人、新たに接種券が届いた人で、接種を希望する人は年内の接種をおすすめします。



【オミクロン株対応ワクチン接種対象者】

2回目接種を完了した12歳以上の人で前回の接種から3か月以上経過した人

【ワクチンの種類】

オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチンを使用(ファイザー社ワクチンは12歳以上、モデルナ社ワクチンは18歳以上が対象) ※今後は、国からのワクチン供給に応じて、オミクロン株対応の2種類のワクチン(BA.1とBA.4-5)を使用することとなるので、その時点で接種可能なワクチンを受けてください

【接種間隔】

前回の接種から少なくとも3か月経過後 ※国において海外の動向、有効性、安全性などの情報を踏まえ、接種間隔が前回接種日から3か月後の同日から(3か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から)接種できるように短縮されました

【接種券の発送】

3回目または4回目の接種券が既に届いていて、まだ接種を行っていない人には、その接種券がオミクロン株対応ワクチン接種に利用可能となるため、新たに接種券の発送は行いません。

2回目、3回目、4回目接種が完了した人で、次回の接種券が送付されていない人(既にオミクロン株対応ワクチンを接種した人を除く)には、新しい接種券を接種間隔に合わせて順次発送します。

オミクロン株対応ワクチン接種
接種券の再発行手続き、
発送スケジュールなどはこちら>>



乳幼児(生後6か月～4歳)の接種について

国から、乳幼児(生後6か月～4歳)の新型コロナワクチン接種を10月24日から開始すると通知がありました。市では、対象の子どもに接種券を順次発送します。

【乳幼児接種対象者】

1回目の接種時に、生後6か月～4歳の乳幼児

【使用するワクチン】

乳幼児用ファイザー社ワクチン ※1回目を乳幼児用ワクチンで接種した場合は、3回目接種完了までに5歳になった場合も、乳幼児用ファイザー社ワクチンを使用します

【接種回数】

3回(初回接種)

【接種間隔】

1回目 ← 通常3週間 → 2回目 ← 2回目接種から少なくとも8週間経過後 → 3回目

※乳幼児初回接種(3回目まで)の完了に必要な期間(11週間程度)を踏まえると、特例臨時接種の実施期間(令和5年3月31日(金)まで)に接種を完了するためには、原則として令和5年1月13日(金)までに1回目の接種を受ける必要があります

【接種券の発送】

接種可能時期に合わせて順次発送します。 ※5歳になった場合も、接種券はそのまま使用できます。その場合は、小児用ファイザー社ワクチンを接種することとなります

実施医療機関など、
詳しくはこちら>>



1・2回目(12歳以上、5～11歳)・3回目(5～11歳)の接種も継続して実施しています

- 1・2回目接種(12歳以上)に使用するワクチンは、従来型ワクチンとなります。従来型ワクチンは、年内で国からのワクチン供給が終了する予定です。接種を希望する人は、なるべく年内に1・2回目接種を受けてください。市の予約サイトで予約する場合は、1・2回目接種用の会場を選択して予約してください。
 - 1回目の接種時に11歳で、小児(5～11歳)用ワクチンを接種した人は、2回目の接種時まで12歳になった場合、2回目接種にも小児用ワクチンを使用します。1・2回目接種を小児用ワクチンで接種した人が、その後12歳になった場合、3回目接種は12歳以上用のファイザー社ワクチン(オミクロン株対応)を接種することとなります。
- 詳しくは、市ホームページを確認してください。

市ホームページ
小児(5～11歳)接種



●電話予約

午前9時～午後5時30分(土・日・祝を除く)

大阪狭山市新型コロナワクチンコールセンター

0120-795-666

フリーダイヤルです。電話料金はかかりません

●インターネット予約

24時間(土・日・祝も予約可)

<https://v-yoyaku.jp/272311-osakasayama>

※詳しい予約手順は広報誌7月号に掲載しています



接種予約
サイト



詳しい
予約手順

※ワクチン接種を受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクについて、正しい知識を持ったうえで、本人の意思で接種を受けるか判断してください。本人の同意なく、接種が行われることはありません

「新型コロナワクチン」と「インフルエンザワクチン」・「ほかのワクチン」との接種間隔

有効性および安全性を踏まえたうえで、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンについては、接種間隔の制限がなくなり、同時接種も可能です。ただし、ほかのワクチン接種は、新型コロナワクチンの接種日と前後13日以上の間隔を空ける必要があります。

厚生労働省
ホームページ
Q & A



電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金

申請期間

1日(火)～令和5年1月31日(火)消印有効

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対して、給付金を支給します。

対象世帯 ①令和4年9月30日時点で、同一世帯員全員が、令和4年度分の市民税均等割が非課税である世帯、または市民税均等割を免除されている世帯(租税条約の届け出により免除されている世帯を除く) ②令和4年1月から12月までの期間で家計が急変し、①の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯) ※①②いずれの世帯も住民税が課税されている者の扶養親族などのみからなる世帯を除く。未申告世帯または課税情報がない世帯(令和4年1月2日以降に転入者がいる世帯)については、①とみなして個別に申請書などを送付しますが、審査のうえ、①に該当しない場合は対象になりません **支給額** 1世帯5万円 **申請方法** ①市から個別に送付した確認書または申請書と必要書類を同封の返信用封筒で、〒589-8790大阪狭山市緊急支援給付金事業事務局 ※令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金を既に受領した世帯(家計急変世帯を除く)へは手続きなく受領できるよう振り込みに関するお知らせを送付します。振込口座の変更や受給拒否の申し出がある人のみ手続きを行ってください ②市役所別館事業事務局、市役所生活支援グループ、ニュータウン連絡所、社会福祉協議会、生活サポートセンターで配布する申請書と必要書類を、〒589-8790大阪狭山市緊急支援給付金事業事務局へ郵送または直接。令和5年1月31日(火)消印有効 ※②の申請書は市ホームページからもダウンロード可



問い合わせ 内閣府住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンターフリーダイヤル☎0120-526-145、大阪狭山市緊急支援給付金事業事務局フリーダイヤル☎0120-488-848